

別記第2号様式

随意契約結果一覧

建設部住宅局建築指導課

番号	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
1	建築行政共用データベースシステム利用契約	平成27年 4月1日	一般財団法人 建築行政情報センター 東京都新宿区神楽坂1丁目15番地	7,735,824円	<p>(一財)建築行政情報センターは、特定行政庁の意見を反映してデータベースを開発し、建築確認・検査及び建築士・建築士事務所等の情報の一元的な保守管理を行うなど、本業務にかかるシステムを唯一保有しており、他に代替性がないため。</p> <p>根拠条文 地方自治法施行令第16条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係の1の(2)</p>	
2	構造計算適合性判定業務	平成27年 4月1日	地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 札幌市北区北19条西11丁目	<p>建築基準法第20条第2号イに規定する方法による場合 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 150,000円</p> <p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 200,000円</p> <p>床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 230,000円</p> <p>床面積の合計が1万平方メートル</p>	<p>(地独)北海道立総合研究機構は、道が指定する機関のうち道内に事務所を置く唯一の機関であり、判定業務を通じて得た知見を踏まえて確認審査にかかる研修会を開催するなど道職員の審査技術の向上に協力しており、道と連携し確認審査を行える機関である。</p> <p>根拠条文 地方自治法施行令第16条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係の1の(9)</p>	

2
の
続
き

ルを超え5万平方メートル以内のもの

280,000円
床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの
530,000円

建築基準法第20条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによる場合

床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの
100,000円

床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

130,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの

140,000円
床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの

160,000円
床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの
290,000円

- 注 1 この様式は、年度ごと、月ごと等、適宜区分して使用すること。
2 課等ごとに公表する場合は、「課等名」欄は適宜削除して使用すること。
3 「契約の相手方」欄は、契約の相手方の商号又は名称及び住所を記載すること。
4 「契約の相手方を選定した理由」欄には、決定書等に記載した理由及び契約方法の根拠を記載すること。
5 単価契約の場合は、「契約金額」欄に「月額〇〇円」等と記載し、「摘要」欄に「単価契約 総価額〇〇円」等と記載すること。